

元職員による不適正事務処理について

商工観光課

このことについて、以下のとおり報告する。

1 不適正支出額等

事業名	不適正支出額	元職員の返還額 [※]
(1) 自然公園美化推進事業（通帳会計）	832,299 円	1,883,316 円
(2) 日韓友好資料館企画運営委員会事業（通帳会計）	102,050 円	129,686 円
(3) 中国自然歩道管理事業（一般会計）	—	—
計	934,349 円	2,013,002 円

※ 元職員の不適正支出額、国県町への返還金の一部及び加算金等並びに作業賃金の支払いに要する金額の合計額。令和6年1月29日に元職員から任意団体の口座へ全額入金済み。

2 経過

日付	内容
令和5年 11月30日	町消防団口座預金横領事案報道を受け、課内で任意団体の通帳を確認した結果、元職員による不適正支出が発覚。
12月3日～ 12月14日	町から元職員への計3回にわたる聞き取りにより、不適正な事務手続きを自供。不適正支出額は生活費や交遊費にあてたと口述。
12月19日	元職員を懲戒免職処分、町議会へ報告、記者会見、警察へ相談。
令和6年 1月29日	任意団体から元職員へ不適正支出額等の返還を請求。同日、元職員から任意団体の口座へ全額入金済み。

3 不正の手法

(1) 自然公園美化推進事業（通帳会計）

大山国立公園協会琴浦町支部（事務局：商工観光課）の通帳を上司に無断で持ち出し、口座からATMで現金を払出し着服した。

口座から払出した金額に合わせて、架空の作業記録、請求書等を偽造して、実際に事業を行い適正に経費を支払ったように装い、国、県、町へ虚偽の実績報告書を提出して補助金を支払わせた。

(2) 日韓友好資料館企画運営委員会事業（通帳会計）

琴浦町日韓友好資料館企画運営委員会（事務局：商工観光課）の通帳を上司に無断で持ち出し、口座からATMで現金を払出し着服した。

実際には事業を実施していないにもかかわらず、請求書等を偽造して、令和3年度、令和4年度に事業を実施したように装い、県へ虚偽の実績報告書を提出して負担金を支払わせた。

(3) 中国自然歩道管理事業（一般会計）

作業賃金を支払うための正規の手続きを行わず、町からの支払いを装って私費により作業賃金を支払った。元職員は、県の契約額に合わせて作業記録を偽造し、虚偽の実績報告書を県へ提出した。

4 今後の対応

2月22日に任意団体から県及び町へ補助金の返還等を行うとともに、未払いの作業賃金を支払う予定。国については返還命令が届き次第、期日までに契約金額を返還を行う。被害届等について弁護士、警察と相談中。

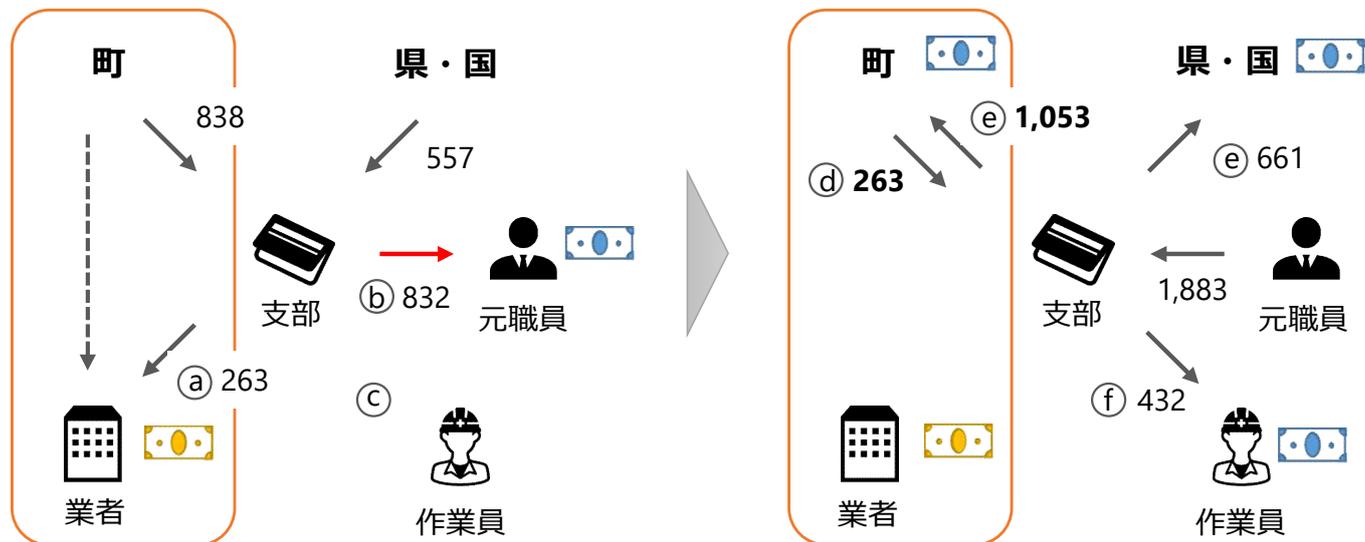
5 再発防止策

全職員に対し職員コンプライアンス研修を開催する。また、琴浦町準公金取扱要綱を制定し、町が管理するすべての通帳会計事業について適切な管理を徹底する。

6 その他

船上山倒木処理等の経費、船上山農産物加工施設の水道料金について、町が各団体へ与えた金銭的損害の賠償金に係る補正予算を2月15日の臨時議会へ上程する。

(1) 令和2～4年度 自然公園美化推進事業（通帳会計）

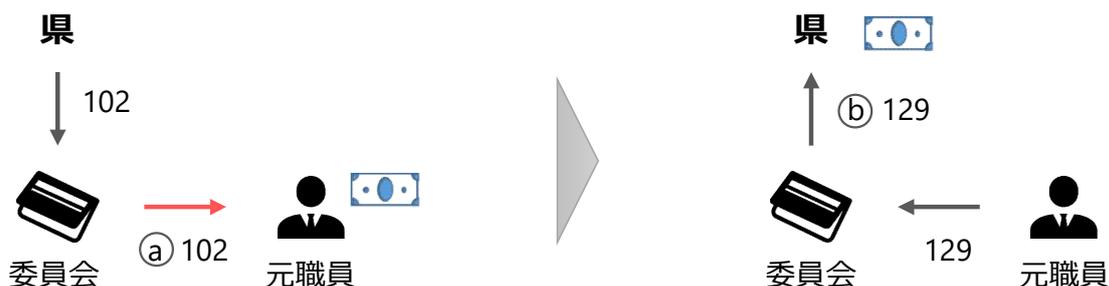


作業人員、日付が実態と異なる実績報告

- a 倒木処理等の代金を支部から支払い
- b 支部の通帳から現金を不適正に払出し
- c 作業員へ賃金を一部未払い

- d 町から支部へ倒木処理等の金額を支払い
- e 補助金・委託料の返還、加算金の納付
- f 作業員へ未払い賃金を支払い

(2) 令和3・4年度 日韓友好資料館企画運営委員会事業（通帳会計）



架空の事業を県へ交付申請、実績報告

- a 委員会の通帳から現金を不適正に払出し

- b 県負担金の返還、加算金の納付

(3) 令和4年度 中国自然歩道管理事業（一般会計）



作業人員、日付が実態と異なる実績報告

- a 私費により作業員へ賃金を支払い
- b 県委託料が未執行で町に残ったまま

- c 未執行の委託料を町から県へ返還